東京都　クール・ネット東京

地域や環境に配慮したデータセンター認定制度

認定基準解説書　v1.0

2026年7月31日

目次

1. 認定基準概要 1

2. PUE に関する認定基準 2

2.1 概要 2
2.2 配布資料一覧 2
2.3 準拠規格 3
2.4 実測 PUE と設計 PUE の採用選択条件 3
2.5 実測 PUE の算定 3
2.6 設計 PUE の算定 4
2.7 判断基準 4
2.8 その他 5
2.9 提出資料一覧 5

3. 再生可能エネルギーの利用に関する認定基準 7

3.1 評価項目の概要と特徴 7
3.2 評価内容 7
3.3 判断基準 7
3.3.1 再エネ利用率の計算 8
3.3.2 算定対象期間 8
3.4 根拠書類 8
3.4.1 既設データセンター 9
3.4.2 新設データセンター 9

4. 立地地域へ還元する取組に関する認定基準 11

4.1 評価項目の概要と特徴 11
4.1.1 豊かな屋外空間の提供 11
4.1.2 廃熱利用 11
4.1.3 非常用電源・防災拠点化 11
4.1.4 地元企業との連携・雇用創出 11
4.1.5 ICT 教育支援 11
4.2 評価内容 12
4.3 判断基準 12

4.3.1 豊かな屋外空間の提供 12
4.3.2 廃熱利用 12
4.3.3 非常用電源・防災拠点化 13
4.3.4 地元企業との連携・雇用創出 13
4.3.5 ICT 教育支援 13
4.3.6 上記1～5以外のもの 14
4.4 根拠書類 14
4.4.1 豊かな屋外空間の提供 14
4.4.2 廃熱利用 14
4.4.3 非常用電源・防災拠点化 14
4.4.4 地元企業との連携・雇用創出 14
4.4.5 ICT 教育支援 15
4.4.6 上記1～5以外のもの 15

5. データセキュリティに関する認定基準 16

5.1 評価項目の概要と特徴 16
5.2 評価内容 17
5.3 判断基準 17
5.4 根拠書類 17

1. 認定基準概要

地域や環境に配慮したデータセンター認定制度の概要は以下のとおり。

次項以降に、各評価項目の詳細について記載する。最終的な認定区分は、各評価項目を含む総合判定により決定される。

表　認定基準概要

<table>
<tr><th colspan="2">認定区分
評価項目</th><th>プラチナ</th><th>ゴールド</th><th>シルバー</th><th>ブロンズ</th></tr>
<tr><td rowspan="2">① PUE</td><td>既設</td><td>PUE≦1.3</td><td></td><td>1.3＜
PUE
≦1.4</td><td>1.4＜
PUE
≦1.7</td></tr>
<tr><td>新設</td><td colspan="4">稼働率 8 割換算の設計 PUE≦1.3</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 再エネ
施設全体の消費電力量に対する再エネ利用比率</td><td>再エネ利用
100%</td><td>再エネ利用
50%以上</td><td>再エネ利用
25%以上</td><td>再エネ利用あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 立地地域へ還元する取組</td><td>3つ以上</td><td>2 つ以上</td><td colspan="2">1 つ以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">④ データセキュリティ</td><td>基幹インフラ制度、セキュリティクリアランス制度のうち1つ以上、かつ
ISMS（ISO／IEC27001）、SOC のうち1つ以上</td><td colspan="3">ISMS（ISO／IEC27001）、
SOC のうち1つ以上</td></tr>
</table>

2. PUE に関する認定基準

2.1 概要

本項目は、データセンターのエネルギー利用効率を示す指標である PUE を用いて、施設の省エネルギー性能を評価するものである。PUE は、データセンター全体の消費エネルギーを IT 機器の消費エネルギーで除した値であり、値が小さいほどエネルギー利用効率が高いことを示す。

(1)本認定における PUE 値の算出方法は，日本データセンター協会(JDCC)が発行する「PUE 計測・計算方法に関するガイドライン」(以下「PUE ガイドライン」という。)に準拠することとする。また申請者が本ガイドラインを保有していることを前提として，作業要領をガイドラインの引用で示している部分，計算や提出資料として付録シートを準用する部分がある。

(2) 申請する PUE は申請対象データセンター単位の値とする。

(3) PUE は、基本的には実際の運用状態を実測して求める(実測 PUE)。一方，データセンター構築段階にファシリティ仕様に基づく予測値で求めたものは設計 PUE である。本認定では、稼働前や稼働初期で有意な実測 PUE が得られない段階の申請では設計 PUE で評価し，その他は実測 PUE で評価する。

(4) 報告内容(値)の幾つかについては，根拠データや算定した方法を説明する補足資料を求める。

(5) PUE が 1.70 を超えるデータセンターを本項目の認定対象外とするのは、本認定が地域や環境に配慮したデータセンターを対象とする趣旨に基づく。プラチナ及びゴールドに PUE 1.30 以下を求める水準は、高効率な冷却方式及び電源構成を備えた新世代のデータセンターを想定したものである。

(6) PUE は、データセンターのエネルギー利用効率を評価するための指標であり、再生可能エネルギーの利用状況、水使用量、廃熱利用、地域環境への影響等を直接評価するものではない。これらの事項については、他の評価項目において確認する。

2.2 配布資料一覧

本制度で配布している PUE 関連の資料は以下の通りである。

設計 PUE に関する附則.pdf
【様式 2-1】PUE 提出資料管理票.xlsx
【様式 2-2】【付録 2】JDCC_表 10-1_JDCC_PUE 計測方法チェックシート.xls
【様式 2-3】【付録 6】JDCC_別紙 2_PUE 記入算定シート_Ver30.xlsx
【様式 3-1】設計 PUE 算定シート.xlsm

2.3 準拠規格

PUE の計測・算出にあたっては、以下のガイドラインに準拠すること。

PUE ガイドライン	版名	実測 PUE	設計 PUE
PUE 計測・計算方法に関するガイドライン	JDCC ES-001 Ver.3.0	○	○
PUE 計測・計算方法に関するガイドライン ベンチマーク制度対応版	JDCC ES-001 Ver.3.0-BMa	○	—

2.4 実測 PUE と設計 PUE の採用選択条件

原則として実測 PUE を採用するが、有意な実測 PUE が得られない場合は、設計 PUE の採用も認める。

なお、本認定と「環境に配慮したデータセンター整備促進事業」の助成金（以降、「助成金」という。）の両方に申請する場合は、助成金の活用による設備更新等を踏まえた「予測 PUE」を採用する（詳細は別途助成事業で配布する関連文書を参照すること）。

✓ 実測 PUE: 竣工後 3 年以降、または竣工後 3 年未満でも有意な実測 PUE が得られる場合
✓ 設計 PUE: 竣工前、または竣工後 3 年未満で有意な実測 PUE が得られない場合

2.5 実測 PUE の算定

（1）実測 PUE は、PUE ガイドラインに基づき計測した 1 年間の積算値を用いる。原則として本認定の申請日前までの直近 1 年間の積算計測値を用いることとするが、省エネ法ベンチマーク制度で同年に提出した算定期間の PUE を転用しても良い。

（2）算定・報告用資料

算定と提出資料として、以下の PUE ガイドラインの【付録】を用いる。

【算定用のツール・参考資料】（提出不要）

✓ 【付録 1】JDCC_図 5-1_PDU 出力ポイント以外の計測でのロス計算の考え方
✓ 【付録 4】JDCC_別紙 1_データセンターのエネルギーブロックチャート_Ver30
PUE 計算にあたってのツール。

【報告用資料】（要提出）

✓ 【付録 2】JDCC_表 10-1_JDCC_PUE 計測方法チェックシート 東京都追記版
PUE ガイドライン【付録 2】に、本認定用に一部追記をした版。PUE ガイドラインに準拠しているかを確認するシート。
【付録 6】JDCC_別紙 2_PUE 記入算定シート_Ver30 東京都版
PUE ガイドライン【付録 6】に、本認定用の報告シートを追加した版。実測 PUE 計算はこの記入シート上で行う。申請必要情報が報告シートに反映される仕組みとなっている。（「報告シート」のみを要提出）

（3）補足資料の提出

- ✓ 受電電力量（報告シート：セル D_G1_EPE）の証拠となるデータ
  電力会社の検針票もしくは請求書、ビル管理会社の報告書、エネルギー管理システムの記録、運転管理要員による巡回点検記録等、後日恣意的に作成することができないもの
- ✓ IT 機器の総電力量（報告シート：セル IT_EPE）の証拠となるデータ
  積算電力計のログデータ、エネルギー管理システムの記録、運転管理要員による巡回点検記録等、後日恣意的に作成することができないもの
- ✓ 受電電力量と IT 機器総電力量の計測点が確認できる資料
  電力系統図に計測点を追記した資料など
- ✓ 計測点以降のロス分を換算した場合で、換算係数（報告シート：セル IT_UPS_R、IT_PDU_R）に実測値かカタログ値を採用した場合の根拠となる資料

2.6 設計 PUE の算定

（1）**2.4** 項の設計 PUE 採用選択条件に合致する場合に用いる。

（2）稼働率は IT 負荷 80%を条件とする。

（3）算定・報告用資料

PUE ガイドライン第 7 章「設計 PUE」に定める方法に従い算定するものとするが、本認定として附則を加える。また、専用の算定シートを用いる。

【算定用のツール・参考資料】（提出不要）

- ✓ 東京都認定制度用設計 PUE に関する附則
  PUE ガイドラインの設計 PUE には、利用者の裁量で決めることとする部分、条件に幅を持たせた部分が有るため、本認定として算定条件を加えている。また、同資料の末尾にて、PUE ガイドライン「表 7-1 設計 PUE 算出時のエネルギー要素一覧」を引用し、附則と PUE ガイドラインの対応関係を示した。

【報告用資料】（要提出）

- ✓ 東京都認定制度用設計 PUE 算定シート
  本シートを用いて算定し、報告シートとして提出する。

（4）補足資料の提出

報告シート内に示されたデータの幾つかについては、根拠データや算定した方法を説明する証拠資料を提出する。提出が必要な資料は「設計 PUE に関する附則」および 2.9 に示した。

2.7 判断基準

（1）PUE の値に応じ、各認定区分の認定基準を次のとおり定める。

認定区分	既設データセンター	新設データセンター
プラチナ	PUE ≦ 1.30	PUE ≦ 1.30
ゴールド	PUE ≦ 1.30	
シルバー	1.30 ＜ PUE ≦ 1.40	
ブロンズ	1.40 ＜ PUE ≦ 1.70	
本項目認定対象外	1.70 ＜ PUE	PUE ＞ 1.30

（2）PUE ガイドラインでは PUE を有効数字 2 桁以上で算定することとしているが、本認定では認定区分判定の境界（1.30、1.40、1.70）を明確にするため、実測 PUE 及び設計 PUE のいずれも小数第 2 位までを判定対象とし、小数第 3 位を四捨五入した値を用いる。

（3）実測 PUE>1.70、設計 PUE>1.30 のデータセンターは認定対象外とする。ただし、助成金を用いた改修等により予測 PUE≦1.70、設計 PUE≦1.30 を実現できる場合は対象とする。

（4）提出された PUE 値については、算定根拠の明確性、対象範囲の妥当性、計測点の適切性及びガイドラインへの準拠状況を、提出資料より総合的に確認する。

2.8 その他

根拠書類が十分と認められない場合は、再提出または追加提出を求める場合がある。提出書類から算定過程を確認できない場合、又は申請者による説明が不十分な場合は、当該 PUE 値を審査上有効な値として扱わない。

2.9 提出資料一覧

実測 PUE または設計 PUE については、以下の資料を提出すること。

実測 PUE

0	【様式 2-1】PUE 提出資料管理票：実測 PUE 提出資料
1	【様式 2-2】【付録 2】JDCC_表 10-1_JDCC_PUE 計測方法チェックシート
2	【様式 2-3】【付録 6】JDCC_別紙 2_PUE 記入算定シート_Ver30 報告シート部分
3	受電電力量（報告シート:セル D_G1_EPE）の証拠となるデータ
4	IT 機器の総電力量（報告シート:セル IT_EPE）の証拠となるデータ
5	受電電力量と IT 機器の総電力量の計測点が確認できる資料
6	換算係数（報告シート:セル IT_UPS_R、IT_PDU_R）に実測値かカタログ値を採用した場合の根拠資料

設計 PUE

0	【様式 2-1】PUE 提出資料管理票：設計 PUE 提出シート
1	設計 PUE 算定シート

2	「設計 PUE に関する附則」で要求する証拠資料
	附 2：年間 COP 算定の説明資料 附 3：サーバ室冷却の各構成装置の運転台数˜効率˜消費電力の関係性（運用設計）の説明資料 附 4：稼働率，運転時間の算定の考え方の説明資料：電気室、設備計諸室、一般諸室の空調・換気 附 5：稼働率，運転時間の算定の考え方の説明資料：運用設備、照明、コンセント、エレベータ、衛生設備など 附 6：ロス算定方法の説明資料：トランスロス、UPS ロス、ケーブルロス 附 7：ロス算定方法の説明資料：特高トランスがある場合

3. 再生可能エネルギーの利用に関する認定基準

3.1 評価項目の概要と特徴

本評価項目は、データセンターにおける電力使用に伴う環境負荷の低減を目的として、再生可能エネルギーの利用状況を評価するものである。データセンターは、サーバ、ネットワーク機器、空調・冷却設備、受変電設備等を継続的に稼働させる必要があり、電力消費量が大きい施設である。そのため、使用電力の脱炭素化は、環境に配慮したデータセンターを評価する上で重要な要素となる。

再生可能エネルギーの利用は、温室効果ガス排出量の削減に直接的に寄与するだけでなく、データセンター事業者が中長期的に安定した脱炭素電源を確保する姿勢を示す取組でもある。特に、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーを活用することにより、化石燃料由来の電力への依存を低減し、事業活動に伴う環境負荷の抑制に資することが期待される。

本評価項目では、単に再生可能エネルギーを利用しているかどうかだけでなく、その利用量、利用割合、調達方法、継続性、環境価値の帰属、証書等による裏付けの有無を確認する。これにより、実態を伴わない形式的な取組ではなく、データセンターの電力使用に対して実質的に再生可能エネルギーが充当されているかを評価する。

評価に当たっては、オンサイト発電、オフサイト PPA、再生可能エネルギー由来の電力メニュー、非化石証書・グリーン電力証書等の活用など、複数の調達方法を対象とする。ただし、いずれの方法であっても、対象施設の電力使用量との対応関係、環境価値の重複利用がないこと、対象期間における利用実績または具体的な利用計画が確認できることが重要である。

3.2 評価内容

本項目では、再生可能エネルギーの導入・利用状況（実績）を評価する。

なお、助成事業にも同時申請する場合で、助成金の活用により現状よりも上位の認定区分を目指す場合は、計画も認める場合がある。

例：現在の取組状況はシルバー相当（再エネ利用率25%以上50%未満）だが、助成金の活用により PUE が向上するため、ゴールド相当（再エネ利用率50%以上100%未満）の取り組みを計画する場合

3.3 判断基準

以下の判断基準に基づき、再生可能エネルギー利用率が 100%の場合はプラチナ相当、50%以上100%未満の場合はゴールド相当、25%以上50%未満の場合はシルバー相当、25%未満であっても再生可能エネルギーの利用が確認できる場合はブロンズ相当とする。

なお、本認定制度と同時に助成金も申請する場合は、認定区分以下の基準を満たす必要がある（例えば、認定区分がゴールドの場合、ゴールドまたはシルバー以下の認定区分の基準を満たすことで助成金を申請することができる）。

3.3.1 再エネ利用率の計算

再エネ利用率は、以下式で計算する。

再エネ利用率 ＝ 認定対象データセンターに帰属する再エネ電力量 kWh
÷ 認定対象データセンターの総電力消費量 kWh

認定対象データセンターに帰属する再エネ電力量に含めることができる電力量は、対象期間において認定対象データセンターで消費された電力量に対応し、かつ、再生可能エネルギー由来の環境価値が認定対象データセンターまたは申請者に帰属していることが確認できるものとする。

具体的には、以下のいずれかに該当する電力量を対象とする。

1. 再生可能エネルギー由来の証書等により、認定対象データセンターの電力消費に充当された電力量
2. 小売電気事業者等が提供する再生可能エネルギー電力メニューまたは再生可能エネルギー相当の電力プランにより、認定対象データセンターに供給された電力量
3. オンサイト PPA（Power Purchase Agreement）、オフサイト PPA その他の PPA 契約に基づき調達し、認定対象データセンターで消費された電力量または当該消費に対応して環境価値が移転された電力量
4. 認定対象データセンターの敷地内またはこれに準ずる場所に設置された太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備により発電され、認定対象データセンターで自家消費された電力量
5. 前各号に掲げる電力量であっても、当該再生可能エネルギー由来の環境価値が第三者に移転されているもの、他の需要家または他の制度において再生可能エネルギー利用として主張されているもの、または証書等の償却・取消・割当等により二重計上の防止が確認できないものは、認定対象データセンターに帰属する再エネ電力量に含めない。

3.3.2 算定対象期間

既設データセンターの場合の算定対象期間は、原則として申請日前に終了した直近 12 か月間とする。

新設データセンターその他認定申請時点において実績に基づく再エネ利用率の算定が困難なデータセンターについては、再エネ電力の調達予定、総電力消費量の計画値、および認定基準に相当する再エネ利用を行う旨の誓約書に基づき、計画段階の認定可否を判断するものとする。

3.4 根拠書類

提出資料については、所定の様式を定めず、申請者が保有する既存資料その他任意の形式による資料により、必要な事項が確認できるものであれば足りるものとする。ただし、申請者は、提出資料において確認すべき箇所を明示する、該当箇所に下線・マーカーを付す、参照ページ・項目名を記載

するなど、審査において確認しやすいよう必要な工夫を行うものとする。

また、申請者は、提出資料に基づき、対象データセンターにおける再生可能エネルギー利用量または利用率が認定基準に相当することを示す計算を行い、その計算式、計算過程および使用した数値の出典を明示するものとする。

3.4.1 既設データセンター

申請者は算定対象期間における認定対象データセンターに帰属する再エネ電力量がわかる資料、および算定対象期間における認定対象データセンターの総電力消費量がわかる資料を提出するものとする。

- 算定対象期間における認定対象データセンターに帰属する再エネ電力量がわかる資料
  例：再生可能エネルギー由来の証書等の償却・取消・割当を証する資料、小売電気事業者等が発行する再エネ電力メニューの供給証明書、PPA 契約に基づく発電量・供給量・環境価値の移転が確認できる資料、自家発電設備の発電量および自家消費量が確認できる計量記録、再エネ電力量の算定根拠を示す資料

- 算定対象期間における認定対象データセンターの総電力消費量がわかる資料
  例：小売電気事業者等が発行する電気料金請求書または使用電力量明細、受電メーターの検針記録、エネルギー管理システム等による月別電力使用量の記録、自家発電設備から認定対象データセンターで消費された電力量の計量記録、総電力消費量の算定根拠を示す資料

3.4.2 新設データセンター

原則として、申請者は対象データセンターにおける再生可能エネルギー電力の調達予定量が確認できる資料、および当該データセンターの年間総電力消費量の計画値が確認できる資料を提出するものとする。

- 再生可能エネルギー電力の調達予定量が確認できる資料
  例：電力供給事業者との契約書の写し、見積書、提案書、発電量見込資料、証書購入計画、その他これらに準ずる資料

- 年間総電力消費量の計画値が確認できる資料
  例：事業計画書、設備計画、電力需要予測、設計資料、その他これらに準ずる資料

ただし、対象データセンターが新設であること、電力調達契約が未締結であること、需要計画が確定していないこと、または機密保持上の制約があること等により、上記資料の提出が困難な場合には、認定基準に相当する再生可能エネルギーの利用に係る計画書（遅くとも2年以内に利用開始すること）の提出をもって代替することができる。なお、計画に変更が発生した場合は、速やかに事務局

に報告すること。

4. 立地地域へ還元する取組に関する認定基準

4.1 評価項目の概要と特徴

4.1.1 豊かな屋外空間の提供

本項目は、データセンターの敷地または周辺において、緑地、広場、公開空地、休憩スペース、歩行者空間等を整備し、地域の快適性や環境価値の向上に資する取組を評価するものである。

評価に当たっては、単なる法令・条例上の緑化義務への適合ではなく、景観形成、緑陰の提供、歩行環境の改善、生物多様性、雨水流出抑制、ヒートアイランド対策等に実質的に寄与しているかを重視する。データセンターのセキュリティ上、敷地全体の一般開放が困難な場合でも、接道部や外周部において地域が享受できる屋外空間を提供している場合は評価対象となる。

4.1.2 廃熱利用

本項目は、データセンターから発生する廃熱を、自施設または外部施設の暖房、給湯、加温、地域熱供給等に有効利用する取組を評価するものである。

評価に当たっては、廃熱回収設備の設置のみではなく、具体的な利用先、利用用途、年間有効利用熱量、代替されるエネルギー、計測・確認方法が示されているかを重視する。

4.1.3 非常用電源・防災拠点化

本項目は、データセンターが備える非常用電源、通信設備、堅牢な建物、備蓄、24 時間監視体制等を活用し、災害時の地域防災力向上に貢献する取組を評価するものである。

評価に当たっては、非常用電源等を保有していること自体ではなく、災害時に地域へどのような支援を提供するのか、提供条件、対象者、運用手順、自治体等との連携体制が確認できることを重視する。データセンター自身の事業継続性を確保しつつ、通信支援、充電環境、備蓄品提供、防災協定、防災訓練等を通じて地域に還元する取組を評価する。

4.1.4 地元企業との連携・雇用創出

本項目は、データセンターの建設、運用、保守、警備、清掃、設備管理、エネルギー管理、通信・IT 関連業務等において、地元企業との連携や地元での雇用創出を行う取組を評価するものである。

評価に当たっては、単なる一時的な発注や少額・単発の物品購入ではなく、データセンター事業と関連した継続的な取引、協業、雇用機会の創出を重視する。

4.1.5 ICT 教育支援

本項目は、データセンター事業者が、地域における ICT 教育、デジタル人材育成、デジタルリテラシー向上に資する取組を行う場合に評価するものである。

評価に当たっては、単なる広報目的の施設見学や一過性のイベントではなく、教育内容、対象者、連携先、実施体制、参加者数、継続性等を重視する。出前授業、施設見学、教材提供、講師派遣、研修、資格取得支援等を通じて、地域の ICT 人材育成やデジタル対応力の向上に貢献する取組を評価する。

4.2 評価内容

本項目では、豊かな屋外空間の提供、廃熱利用、防災機能の地域提供、地元企業との連携・雇用創出、ICT 教育支援その他自治体等が求める取組について、具体性、実効性、継続性および立地地域への還元効果を評価する。

なお、助成事業にも同時申請する場合で、助成金の活用により現状よりも上位の認定区分を目指す場合は、計画も認める場合がある。

例：現在の取組状況はシルバー相当（取組は 1 つ）だが、助成金の活用により PUE が向上するため、ゴールド相当（取組は 2）を計画する場合

4.3 判断基準

以下の観点のうち、3 つ以上を満たす場合にプラチナ、2 つを満たす場合にゴールド、1 つを満たす場合にシルバー・ブロンズ相当とする。

なお、本認定制度と同時に助成金も申請する場合は、認定区分以下の基準を満たす必要がある（例えば、認定区分がゴールドの場合、ゴールドまたはシルバー以下の区分の基準を満たすことで助成金を申請することができる）

4.3.1 豊かな屋外空間の提供

法令・条例等に基づく最低限の緑化・外構整備を満たした上で、緑地、広場、公園的空間、公開空地、休憩スペース、歩行者空間等を整備し、利用者または周辺地域にとって快適で、景観、生物多様性、雨水流出抑制、ヒートアイランド対策等の環境価値を有する屋外空間を提供している場合に認定する。

ただし、法令・条例等の遵守のみ、または上述のような環境価値が限定的な外構植栽や鉢植え植栽のみの場合は認定対象としない。

4.3.2 廃熱利用

データセンターの IT 機器、空調設備、冷却設備等から発生する廃熱を回収し、自施設または近隣施設、地域熱供給、農業利用等における冷暖房、給湯、加温その他の有用な熱需要に利用している場合に認定する。認定にあたっては、廃熱利用先、利用用途、年間有効利用熱量、代替されるエネルギー、計測方法および維持管理体制が確認できることを要する。なお、廃熱回収設備を設置しているのみで実際の熱利用先がない場合、または将来構想にとどまり実装が確認できない場合は、認定対象としない。

4.3.3 非常用電源・防災拠点化

災害時に、地域住民、帰宅困難者、自治体、地域防災組織等の外部主体が利用可能な電源、通信、滞在場所、物資、情報提供その他の防災機能を提供する取組を実施している場合、または当該機能の提供に係る具体的な計画が確認できる場合に認定する。

ただし、データセンター自身のサービス継続または顧客向け可用性確保を目的とする非常用電源、UPS、燃料備蓄、BCP 体制の整備のみをもって認定対象とはしない。

4.3.4 地元企業との連携・雇用創出

地元企業との連携、または地元での雇用創出のいずれかに取り組んでいる場合に認定する。

地元企業との連携については、データセンターの建設、運用、保守、警備、清掃、設備管理、エネルギー管理、通信・IT 関連業務等において、地元企業との継続的な取引・協業を行っていることを要する。単なる一時的な発注、少額・単発の物品購入と考えられる場合は、原則として認定対象としない。

地元での雇用創出については、データセンターの運用、保守、警備、清掃、設備管理、エネルギー管理、通信・IT 関連業務その他の関連業務において、申請日から起算して過去 1 年以内に地元人材の採用・継続雇用が確認できることを要する。人数に関する要件は設けず、該当者が 1 名以上いる場合を認定対象とする。ただし、短期間の臨時雇用、建設時のみの一時的な作業員雇用、採用予定のみで人数・職種・時期が不明確なもの、データセンター事業との関連性が確認できない雇用、既に退職済みの場合等は、原則として認定対象としない。

なお、本項目における地元とは、原則としてデータセンターが所在する市区町村とする。

企業の本社・本店等の所在地（地元企業との連携の場合）／雇用される者の居住地（雇用創出の場合）	**本評価項目への該当状況**
データセンターが所在する市区町村	該当
データセンターが所在する市区町村を除く東京都内	非該当
東京都外	非該当

4.3.5 ICT 教育支援

地域における ICT 教育、人材育成、デジタルスキル向上に資する取組を実施している場合に認定する。ICT 教育支援については、データセンター事業と関連する ICT、クラウド、ネットワーク、サイバーセキュリティ、AI、データ利活用、プログラミング、デジタルリテラシー、設備・電力・冷却等の技術分野において、地元の学校、大学、高等専門学校、専門学校、自治体、教育機関、職業訓練機関、地域団体等と連携し、教育プログラム、出前授業、施設見学、インターンシップ、職場体験、教材提供、講師派遣、研修、資格取得支援等を行っている場合に認定する。

なお、本項目における地元とは、原則としてデータセンターが所在する市区町村とする。

対象となる学校、大学、高等専門学校、専門学校、自治体、教育機	**本評価項目への該当状況**

関、職業訓練機関、地域団体等の所在地	
データセンターが所在する市区町村	該当
データセンターが所在する市区町村を除く東京都内	非該当
東京都外	非該当

4.3.6 上記1～5以外のもの

上記1～5以外で、データセンターを立地する各自治体等が求める取組を行っている場合、認定対象とする。

4.4 根拠書類

4.4.1 豊かな屋外空間の提供

根拠書類として、法令・条例等への適合を示す資料に加え、外構計画図、緑化・屋外空間面積算定表、植栽計画、利用可能範囲・動線を示す図面、環境機能に関する説明資料、維持管理計画書等を提出すること。公園、広場、公開空地、休憩スペース等を評価対象とする場合は、利用範囲、利用条件、管理体制を示す資料を併せて提出すること。

4.4.2 廃熱利用

廃熱利用の仕組み、利用先、利用用途、年間有効利用熱量、代替されるエネルギー、計測・確認方法および継続的な運用体制を確認できる資料を提出すること。資料の名称および形式は問わないが、各観点が合理的に確認できることを要する。

4.4.3 非常用電源・防災拠点化

根拠書類として、防災機能の提供内容・提供対象・提供場所・運用体制を確認できる資料を提出すること。資料の名称および形式は問わないが、各観点が合理的に確認できることを要する。

また、自治体との災害協定・覚書や、一時滞在施設、帰宅困難者受入施設等への登録資料があれば、併せて提出すること。

4.4.4 地元企業との連携・雇用創出

(1) 地元企業との連携で認定を受ける場合

地元企業への発注内容・発注実績・地元企業の会社概要(所在地が分かる資料)、地元企業の役割、調達規模を確認できる資料を提出すること。

（2）地元における雇用創出で認定を受ける場合

以下の①～③の資料を提出すること。なお、②および③については、対象となる雇用者に係る部分のみを抽出する、審査に不要な箇所を黒塗り等によりマスキングするなど、個人情報の保護に配慮した処置を施すこと。

① 対象となる雇用者の一覧
② 労働基準法第 107 条に規定する労働者名簿の写し
（対象となる雇用者の氏名、住所、従事する業務の種類、雇入れ年月日がわかること）
③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は事業所別被保険者台帳の写し

4.4.5 ICT 教育支援

ICT 教育支援の内容、連携先、連携先の所在地、対象者、実施時期、実施体制、参加者数、継続性、データセンター事業との関連性を確認できる資料を提出すること。資料の名称および形式は問わないが、取組の地域性、具体性、実効性、継続性および教育的効果が合理的に確認できることを要する。

4.4.6 上記1～5以外のもの

取組の概要、立地地域への還元内容が確認できる資料を提出すること。資料の名称および様式は問わない。自治体との協定・覚書等があれば、合わせて提出すること。

5. データセキュリティに関する認定基準

5.1 評価項目の概要と特徴

本項目は、データセンターにおいて管理している顧客及び自社のデータを適切に管理し、保護する取り組みについて評価を行う。認定基準としては、セキュリティに関わる国の制度として、基幹インフラ制度またはセキュリティクリアランス制度への対応状況を採用した。また、民間の取り組みとして、ISMS（Information Security Management System）または SOC（Service Organization Controls）への取り組み状況を採用した。

(1) 基幹インフラ制度（基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度）

「基幹インフラ制度」とは、経済安全保障推進法（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）に基づく「基幹インフラの役務の安定的な提供に関する制度」である[1]。サイバー攻撃などによる重要インフラの機能停止や情報漏洩を防ぎ、国民生活と経済活動を維持することが目的とされている。

(2) セキュリティクリアランス制度

「セキュリティクリアランス制度」とは、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」および「特定秘密保護法」に基づき、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度のことである[2]。

(3) ISMS

「ISMS」とは、国際規格の「ISO/IEC 27001」に対応した情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System）のことで、企業などの組織が自社の情報資産を適切に管理し、機密情報を守るための仕組みで運用していることを評価した認証である。

本認定制度では、当該データセンターを保有、運営する事業者が、確実な情報セキュリティ体制を備えた信頼できる組織であることを証明するものとして、ISMS の取得を認定基準の一つとしている。

(4) SOC

「SOC」とは、米国公認会計士協会（AICPA）等の基準に基づく、受託業務に係る内部統制（Service Organization Controls）のことである。

本認定制度では、顧客から預かったシステムやデータを安全に管理・運用していることを確認する

[1] https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/infra.html
[2] https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/hogokatsuyou.html

ため、セキュリティ等を評価する「SOC 2」レベルで当該データセンターが管理・運用されていることを認定基準の一つとしている。新設データセンターの場合、TypeII の報告書の取得は困難であるため、TypeI の報告書でも認定基準を満たしていると判定する。既設データセンターの場合は、半年以上の期間を対象とした TypeII の報告書を認定対象とする。

5.2 評価内容

本項目では、顧客および自社のデータを適切に管理し保護するためのセキュリティ確保の取り組みについて評価する。

なお、助成事業にも同時申請する場合で、助成金の活用により現状よりも上位の認定区分を目指す場合は、計画も認める場合がある。

例：現在の取組状況はゴールド相当（ISMS または SOC）だが、助成金の活用により PUE が向上かつ特定社会基盤事業者に指定される予定があるため、プラチナを計画する場合

5.3 判断基準

満たしている評価項目により、認定区分を決定する。

なお、本認定制度と同時に助成金も申請する場合は、認定区分以下の基準を満たす必要がある（例えば、認定区分がゴールドの場合、ゴールドまたはシルバー以下の認定区分の基準を満たすことで助成金を申請することができる）

表　認定区分別の判断基準

認定区分	判断基準
プラチナ	データセンターを保有又は運営する事業者が、基幹インフラ制度において特定社会基盤事業者に指定されていること、またはセキュリティクリアランス制度において適合事業者に認定されていること。 及び、ISMS（ISO/IEC27001）、SOC のうち1つ以上の取り組みを行っていること
ゴールド	データセンターを保有又は運営している事業者が、ISMS（ISO/IEC27001）、SOC のうち1つ以上の取り組みを行っていること
シルバー	ゴールドと同じ
ブロンズ	ゴールドと同じ

5.4 根拠書類

認定基準を満たしていることを示す根拠書類を提出すること。以下に根拠書類の例を示す。

表　根拠書類の例

基準	新設データセンター	既設データセンター
基幹インフラ制度の特定社会基盤事業者に指定されている	• 指定通知書、官報の写し • 官報の写し	
セキュリティクリアランス制度で適合事業者に指定されている	• 認定結果の通知書の写し	
ISMS を取得している	• ISMS 認証登録証の写し	
SOC 報告書を取得している	• SOC2 TypeI 報告書の写し	• SOC2 TypeII 報告書の写し